

鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定めるものによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県民の建築物の耐震化への取組を支援するための環境整備を行うことにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付け国官会第2379号）に基づき、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（次の各号に掲げる条件すべてに該当するものに限る。以下「対象団体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、県の他の助成制度を利用していないもの以外には、本補助金は交付しないものとする。

- (1) 県内に事務所を有し、建築物の耐震化に関して広域にわたって活動している実績があるか又は活動する計画があること。
- (2) 代表者又は役員が、建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくはこれに関係する法令に違反したことにより処分を受けていない者であるか又はその処分の日から5年を経過している者であること。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（同表の第4欄に定める額を限度とし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、3分の2（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てた額とする。）以下とする。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を行う30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日（その日が、交付要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を知事が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると知事が確認した日のいずれか早い日以前である場合にあっては、当該いずれか早い日）から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税

額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金に係る経費の3割を超える減額（経費の3割に相当する金額が3,000千円以下であるときは3,000千円）に係る変更及び本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して様式第4号により報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に様式第4号により報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（提出書類の部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とする。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

（経過措置）

2 この改正の施行前に鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この改正は、平成20年6月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月6日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 対象者	3 補助対象経費	4 補助対象経 費限度額
(1) 相談会開催事業 県民等に対して建築物の耐震化に関する無料相談会を広域にわたって開催するもの	建築に携わる者で構成する団体	次に掲げる相談会に係る経費 ア 相談を受ける建築士の謝金及び旅費 イ 会場使用料 ウ パンフレットの印刷製本又は購入に要する経費 エ 広告宣伝費 オ その他生活環境部長が特に必要と認める経費	300千円
(2) 講習会開催事業 建築物の設計者及び施工者に対して耐震化に関する知識を普及するための講習会を広域にわたって開催するもの	建築に係る業務を行う団体	次に掲げる講習会等に係る経費 ア 講師の謝金及び旅費 イ 会場使用料 ウ テキストの印刷製本又は購入に要する経費 エ 通信費運搬費 オ その他生活環境部長が特に必要と認める経費	600千円

様式第1号（第5条、第9条関係）

年度鳥取県耐震化支援環境整備事業（変更）計画（報告）書

1 補助事業の名称	
2 事業の内容	
3 事業の実施（予定）年月日	
4 事業の完了（予定）年月日	
5 他の補助金活用の有無（※1）	有 ・ 無
6 消費税の取り扱いについて（※2）	

※1 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付してください。

※2 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第2号（第5条、第9条関係）

年度鳥取県耐震化支援環境整備事業（変更）収支予算（決算）書

1 事業名

2 歳入予算（決算）

（単位：千円）

区 分	予算額	決算（見込）額	摘要
合計			

3 歳出予算（決算）

（単位：千円）

区 分	予算額	決算 （見込）額	補助金対 象経費 （A）	その 限度額 （B）	算定 基準額 （C）＝ （A）又は （B）の少 ない方の 額	（C） × 2 / 3	交付 申請額	摘要
合計								

注

- 1 摘要欄には、適宜算出根拠を記載すること
- 2 変更の場合は、変更前の予算額を上段に括弧書きで記載すること

添付書類 事業における領収書及び実施した事業の内容を示す書類

様

鳥取県知事

年度鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金交付（変更）決定通知書

平成 年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金交付要綱（平成19年7月26日付第200700061422号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、收受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付け国官会第2379号）の規定に従わなければならない。

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県耐震化支援環境整備事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった鳥取県耐震化支援環境整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 _____ 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 _____ 円
- 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額） 金 _____ 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法